

1 生徒心得

この生徒心得は、本校の学校教育目標にしたがい、豊かな人間性と、勤労と責任を重んじ、良き社会人となるための日常の規範を示したものである。

常に苫小牧工業高等学校の生徒としての自覚と働きながら学ぶという誇りを持ち、この心得を正しく理解し、これを実行すること。

第1節 礼儀作法

- 1 礼は、その人の人柄、品位を表すものである。知人、年長者に対する礼を失しないよう心がけよう。
- 2 来校者、教職員に対して礼を失しないように、又、生徒相互間においても、敬愛、親睦の念を持って挨拶しよう。
- 3 自己の言動に責任を持ち、互いに信頼しあえる人間となるために、自己の意見をはっきりと述べるとともに、相手の意見を良く聞こう。
- 4 職員室、事務室等の入退室の際は会釈をしよう。又、入室に際しては、帽子、オーバー等をぬぎ、教室内においてはそれらの着用をしない。

第2節 服装

- 1 流行におぼれず、常に清潔な服装に心がけよう。
- 2 教科、科目等において指定のあるものは、それを着用する。
- 3 校舎内での上靴は、本校指定の物を使用する。

第3節 校内生活

- 1 登下校の際は、生徒玄関を利用すること。
- 2 部活動等による校内居残りは、午後9時50分までとする。
- 3 欠席、遅刻、早退、外出等の際は、事前にホームルーム担任の許可を受け、それぞれの届出用紙に記入し、ホームルーム担任を経由して教科担任に提出をする。
- 4 住所、勤務先等の変更のあったときは、速やかに届け出る。
- 5 公共物は大切に扱うこと、もし誤って破損した場合は直ちに申し出る。
- 6 持ち物には必ず記名し、貴重品は担任に預けるなど必要な管理を行う。
- 7 紛失、取得物等については、直ちに担任又は係に届け出る。
- 8 校舎内外の整理、整頓、美化に努めよう。土足厳禁とする。
- 9 次の場合はあらかじめその理由を述べ学校の許可を得る。
 - (1) 会合するとき
 - (2) 金銭及び物品を集めるとき
 - (3) 他校と競技するとき
 - (4) 印刷物（ポスター）等を掲示・回覧するとき

第4節 校外生活

- 1 物事を冷静に考え、常に高校生であるという自覚を持ち、品位ある行動をしよう。

- 2 午後10時以後の外出はしないように、また下校の途中他家を訪問する等の寄り道をせず帰宅しよう。
- 3 娯楽場所（マージャンクラブ、パチンコ店等）及び不健全な場所への出入りをしてはいけない。
- 4 主として酒類を供する飲食店および遊戯場の出入をしない。
- 5 仕事等の都合により外泊等の必要な場合は、必ず保護者又は下宿先等の連絡許可を受ける。
- 6 勤労、勉学を両立させるために、計画的な生活を心がけよう。

第5節 交通安全

- 1 交通規則を正しく理解し、安全な運転・歩行に徹すること。
- 2 自転車の無灯火・二人乗りをしてはいけない。
- 3 自転車、自動二輪車、自動車等は定められた場所に駐車し施錠する。
- 4 公共輸送機関を利用する者は、常に公衆道徳を重んじ他に迷惑をかけない。
- 5 通学時における車両の相乗りは厳禁する。また登校後は所定の駐車場に正しく駐車し、休み時間などの使用は原則として禁止する。
- 6 スピード違反、無理な追い越し、わき見運転、歩行者保護義務違反、校地内外においての暴走運転等の無謀運転、無免許運転はいかなる理由があっても、行ってはいけない。
- 7 免許取得及び車両通学するときは、次の手続きを行わなければならない。
 - (1) 運転免許を取得するときは、まず自動車学校通学届を提出し、免許取得後は速やかに運転免許取得届を提出しなければならない
 - (2) 車両通学を希望するときは車両通学願を提出し、許可を受け、生徒指導部の指導・車両点検を受けなければならない。その際、運転免許証・車検証・自動車保険証券のそれぞれの写しを添付しなければならない。ただし、自動二輪車の排気量400ccを超えるものについては、許可しない
 - (3) 自動車保険（任意保険）の契約期限が近づいたときは、継続加入の手続きを済ませ、その保険証券またはそれにかわるものの写しを提出しなければならない
 - (4) 車種の変更や事故・違反が生じたときは、速やかに届けなければならない
 - (5) 自転車通学を希望するときは、自転車通学届を提出しなければならない。ただし、冬季間の自転車通学は認めない
- 8 交通安全上から、サンダル等の活動しづらい履き物はさけること。

第6節 その他

- 1 未成年者の飲酒、喫煙は、いかなる場合でも厳禁する。
- 2 校地内における成年者の喫煙は禁ずる。また校内に煙草を持ち込んではいけない。
- 3 薬物、有機溶剤等の乱用を厳禁する。
- 4 異性に対しては、正しい理解をもち、良識ある交際をする。
- 5 キャンプ、登山、スキー、旅行等に出かけるときは、行先経路、日程等の計画を立て、保護者の了解を得た後、学校に届け出る。実施に当たっては、保護者又は

保護者に代わる責任者の同行が必要である。

- 6 身分証明書は常に携行し、紛失したときは直ちに再発行を申し出ること。また生徒手帳は自分で管理すること。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から一部改正する。